

## 用語の解説

### 1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位で、原則として、①単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われ、②物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていることを要件とします。

一般には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神社、寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所などをいいます。

ここでいう経済活動とは営利的事業のほか、非営利的活動も含まれます。また行商やタクシーなど経済活動の場所が一定しない場合や建設工事現場などはそれを管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）を事業所としています。

なお、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事務所から派遣されている人のみで事業活動が行われている場合も調査の対象としています。

### 2 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

### 3 経営組織

#### (1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人としています。

#### (2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

#### (3) 会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本に営業所などを登記したものをいいます。

#### (4) 独立行政法人

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。

#### (5) その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の事業所をいいます。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などをいいます。

(6) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会などをいいます。

### 3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務庁告示第139号）に基づき分類しています。

なお、一部の小分類項目については分割したものを小分類としています。

### 4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

従業上の地位区分は次のとおりです。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、その事業所の仕事に従事している人をいいます。家族であっても雇用者と同程度の賃金・給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」としています。

(3) 有給役員

法人・団体の役員で、常勤、非常勤を問わず給与を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」としています。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。常時雇用されている人とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1箇月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 上記以外の雇用者のうち、平成18年の8月と9月にそれぞれ18日以上雇用さ

れている人

(5) 正社員・職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などとして雇用されている人をいいます。

(6) 正社員・職員以外

常用雇用者のうち、「正社員」、「正職員」などとして雇用されている人以外で一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」などの名称で雇用されている人をいいます。

(7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1箇月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(8) 派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

## 5 会社企業

会社企業とは経営主体が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。本報告書では、この会社企業を「企業」といいます。

## 6 本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があってそれらのすべてを総括している事業所をいいます。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の総括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の総括を受ける一方で、下位の事業所を総括している中間的な事業所も支所とします。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮などが含まれます。